令　和　6　年　3　月　21　日

支出負担行為担当官
大阪航空局長　村田　有

「高知空港品質監視等補助業務」質問回答書

標記の仕様書等に関する質問事項について、下記のとおり回答致します。

記

	質問に関する入札説明書、特記仕様書等の記載箇所	質　問　事　項	回　答
1		特記仕様書P.2の「5.業務内容　打合せ　10回」となっています。一方、P.4の「6.業務仕様　6-5　実施体制（2）打合せは、本業務を的確に遂行するために1回／月以上行うものとする。ただし、事前協議、最終報告を行う月は対象外とする。」を踏まえると9回も考えられます。どちらが良いのでしょうか。	仕様書自体は4月中に契約する見込みで作成していることから、令和6年5月～令和7年2月までで計10回として計上しておりますので、入札価格の算出にあたっても、同数の打合せを計上願います。 契約締結後、実施回数に相違が生じた場合については、特記仕様書：6-2-(9)を適用し、変更契約時に精算することとします。